

# 稲城市災害防止協会議事細則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この細則は、稲城市災害防止協会会則（以下「会則」という。）第20条に基づき定めたものであって、定期総会等の会議を円滑に運営することを目的とする。

### (適用)

第2条 この細則は、定期総会に適用することを本旨とするが、その他のすべての会議に準用される。

### (委任)

第3条 この細則で定めていない事項で必要なことは、その都度その会議で定める。ただし、その議決事項は、その会議でのみ効力がある。

## 第2章 会議

### (会議の招集)

第4条 会議を招集するときは、会議主催者が日時、場所、目的、議案及びその他必要な事項を開会5日以前に通知する。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りでない。

### (会議の成立及び議決)

第5条 会議は、構成員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 やむを得ない理由のために会議を開催できない場合は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前第1項における適用については、その会員は出席したものとみなす。

## 第3章 司会者

### (司会者)

第6条 司会者は会長が指名するものとする。

### (任務)

第7条 司会者の任務は、次のとおりとする。

(1) 司会者は、所定の時刻に出席者に開会を知らせる。

- (2) 司会者は、出席者に会議の成立することを知らせるとともに、議長を指名し、会議終了後議長を解任する。

#### 第4章 役員選考委員会

(役員選考委員会)

第8条 会則第14条に定める役員会の議決により、役員選考委員会を設けることができる。

- 2 役員選考委員会は、会則第8条に定める役員から選出し、委員長1名、副委員長1名、委員3名で構成し、委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

- 3 役員選考委員会は、会則第6条に定める会員の中から次期役員候補者を選考し、委員長は、その結果を定期総会に役員選任議案として報告する。

#### 第5章 議長

(任務)

第9条 議長は会長職にあるものが務め、本細則に従い常に公正な立場で会議を運営するものとし、任務はおおむね次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 議事録署名者を会議に諮り、選任する。
- (2) 上程議題を明確に宣言する。
- (3) すべての議題は、提出者の説明が終了後に質問を許可するものとし、議題以外の質問や発言を禁ずる。
- (4) 採決は、口頭または挙手若しくは無記名投票とし、会議に諮り決定する。
- (5) 採決の結果を明確に発表する。
- (6) 議事が終了した場合は、議事録署名者と共に議事録を確認し、議事録署名者に署名捺印させる。
- (7) 会議が終了した場合は、閉会を宣言する。

付 則

- 1 この細則は、平成 1 1 年 5 月 2 6 日から施行する。
- 2 この細則は、平成 2 0 年 5 月 1 5 日から施行する。
- 3 この細則は、平成 2 8 年 5 月 1 1 日から施行する。
- 4 この細則は、平成 2 9 年 2 月 2 0 日から施行する。
- 5 この細則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。